

高麗川地区第 1 回学校運営協議会会議録

本高麗川地区第 1 回学校運営協議会の会議結果は、次の通りです。

日 時	令和 5 年 4 月 2 8 日 (金)
場 所	日高市立高麗川中学校
出 席 者	栗原 馬場 高麗 中野 谷口 加藤 佐々木 塚越 今野 小坂井指導主事 半田 林 長野 久米 藤倉 宮川
欠 席 者	谷野
審 議 事 項 及び決定事項等	<ol style="list-style-type: none">1 学校運営員会の昨年度までの成果と課題 説明2 会長のあいさつ3 学校運営方針の承認 高麗川中学校 「できないをできるに変え、夢ある未来を拓く学校」 高麗川小学校 「夢いっぱい 笑顔いっぱい 希望あふれる高麗川っ 子の育成」 小中共通目標 「ふるさとを愛し、自ら進んで学ぶ、心豊かな高麗川 っ子」4 高麗川地区学校協働本部のふるさと生き生きネットワ ークの組織の説明5 今後の日程について 6 月 3 0 日 (金) 10 : 00 ~ 高麗川小学校

<p>会 議 資 料</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度の成果と課題 2 高麗川小・中一貫教育について 3 学校運営協議会活動計画書 4 高麗川小中学校グランドデザイン 5 高麗川地区地域学校協働本部 ふるさといきいきネットワーク
<p>会 議 の 経 過</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 委嘱状交付 日高市教育委員会より交付 2 校舎内見学 授業、学校の様子について見学 3 令和4年度の成果と課題について 久米校長： 活動内容の確認 ふるさと生き生きネットワークの稼働 学校運営協議会の充実 4 学校運営協議会の年間予定計画と取り組みについて コロナの減少して、取り組み等を増やしていきたい。 5 小中一貫教育について 学校研究の発表のため、今までの実践を踏まえた 取り組みをしていく。 ○今年度の重点目標について <ul style="list-style-type: none"> ・学級経営の充実 ・小中一貫教育の見える化 6 学校運営方針について 久米校長： 夢のある未来、社会に貢献できる 特色ある活動をしていく。 半田校長： 小学校では通常通りの教育活動を送っ ていきたい。 7 ふるさと生き生きネットワークについて <ul style="list-style-type: none"> ・民生児童委員

8 その他について

- ・ 地域のお祭りボランティア
- ・ 小学校のプール解体後の活用
- ・ 旗振り当番の件
- ・ 夏休みのラジオ体操
- ・ お話会ボランティア活動

日高市学校運営協議会規則

(設置)

第1条 日高市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の6第1項ただし書の規定に基づき、日高市学校設置条例（昭和46年条例第40号）に規定する小学校及び中学校における相互連携その他の運営並びに当該運営への必要な支援に関して協議するため、別表左欄に掲げる小学校及び中学校につき、同表右欄の学校運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、法第47条の6第4項から第7項までに規定する事項のほか、前条の設置の目的に係る協議の対象とする小学校及び中学校（以下「対象学校」という。）につき、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第79条の9第1項の規定により小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すための必要な支援に関する事。
- (2) 小学校及び中学校において相互に密接に連携し、その所在する地域の特色を生かした教育活動を行うための必要な支援に関する事。

(法第47条の6第4項の教育委員会規則で定める事項)

第3条 法第47条の6第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 教育目標及び学校運営に関する事項
- (2) 学校施設の管理に関する事項

(法第47条の6第7項の教育委員会規則で定める事項)

第4条 法第47条の6第7項の教育委員会規則で定める事項は、対象学校の職員の採用、転任及び昇任に関する事項（特定の個人に関するものを除く。）とする。

(組織)

第5条 一の協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校の所在する地域の住民
- (2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

3 教育委員会は、前項第1号に掲げる者について委員を任命する際は、公募するものとする。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補

欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 協議会に副会長を置き、会長がこれを指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第9条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から平成32年3月31日までの間、第6条の規定の適用については、同条中「2年」とあるのは、「1年」とする。